

※アドバイザーの高田教授が体調不良により急遽欠席

1 開会 委員長あいさつ

＜畠山委員長（産業部長）＞

- ・ 昨年5月、木材利用促進法に対応する形で「大館市木材利用基本方針」を一部改正し、木材利用促進対象を民間建築物にまで拡大するとともに、公共施設への木質バイオマスボイラー導入基準を追加するなど、より充実した内容とした。
- ・ 「大館市木材利用促進計画」の進捗を後ほど事務局から説明するが、現計画の期間が本年度末までとなっているため、これまでの取組状況等について皆様の意見を伺うとともに、新年度以降の新たな「木材利用促進計画」策定についての基本的な考え方やスケジュールなどを事務局から説明する。

2 大館市木材利用促進計画の取組状況について

- ・ 計画の概要と各年度（令和3～5年度）の取組トピックス
- ・ 木材利用促進に関する8つの施策の成果
- ・ 市の施策を推進するための取組について
- ・ 施策の到達点、目標の進捗状況について

＜事務局（佐藤、千葉）＞

～資料1に沿って説明～

＜伊藤委員（市民部長）＞

- ・ 資料1 P 21の「②市産木材使用量割合」について、事務局の説明では「市産材使用量が把握できていないことが判明した」ということだったが、具体的にどういうことか？当初どうやって把握しようとして、なぜそれができなかったのか？

＜事務局（佐藤）＞

- ・ 計画策定当初は営繕係の調達記録などでわかると見込んだようだが、実際にはわからなかった。例えば「秋田県産材を使えば補助が出る」というような場合には県産材を区別して管理することもあるようだが、通常はわざわざ手間をかけて産地ごとに区別して管理する必要性が無いため、大館市産材を把握できなかった。

＜事務局（営繕係久保田係長）＞

- ・ トレーサビリティの問題で、県産材であることの証明書があっても「大館市」というところまでは出てこない。「県産材」の定義に関してもあいまいな部分があり、他県で伐採された木を秋田県内で製材すると県産材になるケースもある。

＜伊藤委員（市民部長）＞

- ・ 把握しようとしたが無理だったと。

＜事務局（千葉）＞

- ・ 結局、伐採地からのトレーサビリティの問題で、産地がどこか確認できていないも

のが多かった。

＜伊藤委員（市民部長）＞

- ・ 事情は分かったが、民間施設であればそこまで求められないが、公共施設については最初からきちんとやればできたのではないか。今後も同じ目標を設定するのか。

＜事務局（千葉）＞

- ・ 若干、定義は変える形になると思う。

＜畠山委員長（産業部長）＞

- ・ 認証材だと把握できるのでは？

＜事務局（千葉）＞

- ・ 認証材だと把握しやすい。

＜柏山委員（建設部長）＞

- ・ R4年度に森林認証をとったのに、R5年度も把握できなかったのか？

＜事務局（千葉）＞

- ・ 認証材については、現段階では商流の関係で全て市外に流通している。合板材、いわゆるB材を市内で加工できる業者がないため全て秋田市の工場に納材し、そこから都内の建材商社に販売されている。今のところ、東北から東海地方まで大館市有林由来の認証合板が販売されている状況だが、大館市内向けには流通させることができていない。

＜事務局（小棚木）＞

- ・ 認証を取っているのが大館市有林だけなので、それが必ずしも大館市内で使われるという流れにはまだなっていない。

＜日景委員（総務部長）＞

- ・ 実際に調達される場面で認証材の優位性はあるのか？販路拡大の面で。

＜事務局（千葉）＞

- ・ 現段階では認証森林の面積が小さく生産量が少ないので、安定供給に難があり必ずしも有利な状況ではないが、売る側からすると希少性も含め差別化したいところではある。流通面でのアドバンテージとしては、生産調整で受け入れ制限が続く中でも認証材に関しては制限なく受け入れてもらっている。そういう面では有利に働いている。

＜日景委員（総務部長）＞

- ・ 資料1P21の「③市産原木入荷割合」が目標未達成だった原因は？

＜事務局（千葉）＞

- ・ 市産原木入荷割合を高めることで自ずと市産材の利用が促進されるというのが当初の狙いだったが、そもそもの流通構造として大館が北東北の中心に位置していることから青森や岩手からの原木入荷が多い。発注者側としてそれをコントロールすることができなかった。市が発注する際に県産材の指定などがされていなかったのではないか。

＜事務局（小棚木）＞

- ・特記事項として県産材指定はされているが、発注する側として大館市産材とまでは書ききれない事情があると思う。すべての製品を大館市産材で揃えられるかというところではないと思うので、発注者側もそこは苦しいところだと思う。

＜日景委員（総務部長）＞

- ・本庁にあるDLT製のパーテーションは結構な重さだが、地震のときに倒れて危ないか？

＜事務局＞

- ・いろいろな試験をして簡単には倒れない仕様にはなっているが、キャスターを止めていると地震で倒れる危険があるかもしれないので、キャスターを止めないようにしてほしい。軽量化は課題である。

3 新たな木材利用促進計画の概要について

- ・新たな計画の素案概要
- ・策定に当たっての基本的な考え方
- ・新たな6つのアクションプランについて
- ・新計画を推進するための取組について
- ・新計画の到達点、目標について
- ・今後の策定スケジュールについて

＜事務局（千葉）＞

～資料2に沿って説明～

＜日景委員（総務部長）＞

- ・計画の見直しは4年後？

＜事務局（千葉）＞

- ・はい。森林整備計画に合わせて令和9年に見直したい。

＜日景委員（総務部長）＞

- ・アクションプランだからあまり固めず、見直しがしやすい方がいい。市の「未来づくりプラン」も見直ししやすくした。大元の未来づくりプランが見直ししやすくなったのに付随する計画が固まったままではよくないので、4年ごとという長いスパンではなくもっと柔軟にやった方がいい。内容はこれでいい。

＜伊藤委員（市民部長）＞

- ・素案ということだが、最終的なボリューム感はかなり膨らむのか？策定スケジュールが結構タイトだが大丈夫か？6月定例会も早まりそうだし。

＜事務局＞

- ・ボリュームは少なめ。現行の計画（30ページ）と同程度。

＜伊藤委員（市民部長）＞

- ・資料2 P 3に「大館市森林整備計画（R5～14年度）」と書いてあり、そのすぐ下に「次期森林整備計画（R10～20年度）の作成が令和9年度」とも書いてあるが、時期がおかしくないか？

＜事務局＞

- ・市町村の森林整備計画は「10年間の計画を5年ごとに作成」するよう森林法で定められている。誤解のないよう分かりやすい記載に努める。

【参考】森林法（抜粋）

（市町村森林整備計画）

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。

＜畠山委員長（産業部長）＞

- ・ほかに無ければこれで会議を締めます。より一層木材利用を推進するため、今後も委員の皆様のご協力をお願いします。

～閉会～